

認知症と 車の運転

大阪市立弘済院附属病院

もの忘れ外来

認知症を患っても 車を運転しても よいのでしょうか？

認知症を患うと、
警察は道路交通法により
運転免許証を取り消す
ことができます

つまり、認知症を患うと、車を運転してはいけない、と日本の法律で定められています。

そのように定められた理由として、認知症を患うと事故を起こす危険性が健常高齢者と比較して2.6倍～4.7倍高い、など我が国や海外の様々な研究で「認知症を患うと運転能力が低下する」と報告されているためです。

第103条 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなった時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。

一、次に掲げる病気にかかっている者であることが判明したとき。

イ：幻覚の症状を伴う精神病であって政令で定めるもの

ロ：発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの

ハ：イ及びロに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの

一の二、認知症であることが判明したとき。

二（略）

三、アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者であることが判明したとき

認知症によって 事故の特徴が違います

認知症の種類	症状	事故の特徴
アルツハイマー型認知症	近時記憶障害 見当識障害 視空間失認	迷子運転 接触事故(車庫入力で壁に擦る、など)
血管性認知症	麻痺	操作ミス 速度維持困難
前頭側頭型認知症	脱抑制 注意の転導性の亢進 我が道を行く行動	信号無視、スピード違反 わき見運転 あおり運転

認知症ごとの 事故の特徴

アルツハイマー型

認知症

近時記憶障害から「さっきまで何をしていたか思い出せない」見当識障害から「どこにいるのかわからない」という状態になる場合があります。車を運転中にさっきまで何をしていたのか思い出せず、どこを走っているのかわからない状況になり迷子運転になります。

また、視空間失認といって距離感がよくわからなくなる症状が出現する場合があります、その症状が認められると道幅の距離感があいまいになり、車を壁に擦ってしまう、車を電柱にぶつけてしまう、などの自損事故を起こす場合があります。特に車庫入れでは車庫の奥行や車庫幅がよくわからなくなるので車を壁に擦ってしまうことが多くなります。

血管性認知症

両下肢に麻痺やしびれなどの症状が認められる方がいます。その状態で運転をすると操作ミスや、アクセルを一定に保てず速度を維持することが困難になり事故を引き起こしやすくなります。

前頭側頭型認知症

脱抑制、我が道を行く行動という症状から、我慢する、自分自身をコントロールすることが難しくなります。そのために本能のおもむくままの行動をとりやすくなり、信号無視やスピード違反する傾向が高くなります。また、自分自身のペースで運転したいというこだわりから、前の車の速度が遅ければその車をあおってしまう場合があります。

前頭側頭型認知症は注意の転導性の亢進という症状が出現することがあります。本人にとって何か興味があるものが見えるとそちらに注意が向いてしまう症状です。運転中、視界に興味がある物が入るとそちらに視線が向きわき見運転になってしまう場合があります。

認知症を患っても 車を運転している方が いますが、なぜ？

認知症を患うと車を運転してはいけない、と法律で定められましたが、病院で認知症と診断されても医師や家族の言うことを聞かずに運転を継続する人がいます。

なぜ法律ではそう定められているのに、運転を継続できるのでしょうか？

警察は医師ではないので、本人が認知症かどうかはわかりません。

そのため警察は医師からの診断書を受け取って、本人の認知症を確認し初めて免許証を取り消しにすることができます。

だから、病院で認知症と診断されても本人に運転を止める意志がなく、警察が本人を認知症と疑い診断書の提出を求める機会がないまま経過すれば、運転を継続することができてしまいます。

本人が、

運転を止めたくない理由 と その対応

生活や仕事上において
不便になる。

運転できなくなると買い物や通院が不便になることを理由に運転を止めない方もいます。

(対応方法)

本人が認知症を患い運転できなくなった場合、家族の誰かに車を運転してもらう。

公共交通機関を利用する。

運転が生きがい、
楽しい。

運転免許証を持っていること、運転していることが一種のステータスと思っている方、運転が趣味で生きがい、と思っている方もいます。

(対応方法)

運転以外の楽しみを見つけられるかどうか。

歩いて移動することも運動になる、など代替となる趣味が見つけれられるかどうか。

まだ運転できる能力があるのに「運転できない」と言われると、能力を否定された感じがする。

認知症の状態になっても「まだ運転できる能力はある。」方もいると思われます。しかし、現在の日本の法律では本人の運転能力ではなく病名で運転の可否が決まってしまう。そのため運転能力が残っている方も病名により運転することができなくなります。病名で運転の可否が決まることは、本人が納得しないのも何となく理解できます。

(対応方法)

病名ではなく本人の運転能力で運転の可否が決まることが求められます。

アメリカやイギリス、オーストラリアなどの欧米諸国では、病名ではなく本人の運転能力で運転の可否が決まっています。またオーストラリアでは「夜間の運転はできない。」「高速道路は運転してはいけない」など運転はしてもよいが時間帯や場所が限定される限定免許という対応も取っています。今後、日本でもそのようになればよいですね。

身分証明書がなくなる。

身分証明書がなくなるので運転免許証を警察に返納したくない、という高齢者は多いです。

(対応方法)

免許証を警察に返納したときに運転経歴証明書に交換することができます。運転経歴証明書とは、「過去に運転免許証を持っていた」ことを証明する証書です。運転経歴証明書は運転免許証とほぼ似たような証書です。運転経歴証明書は身分証明書としてその後一生使用できます。

また65歳以上であれば運転経歴証明書を提示することでタクシー運賃の割引や店によっては商品を割引してくれます。

運転経歴証明書の取得は、行政処分により運転免許証が取消になった場合は交換できません。運転免許証が有効のまま警察に免許証を返納し、返納後約5年以内に申請をすれば運転経歴証明書に交換できます

(取得のためには、6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景のもの、縦3cm、横2.4cmの写真、と手数料1100円が必要です。)

本人に運転を

止めてもらう工夫

法的には禁止されていても、本人が運転を止めようと思わない限り、運転を継続することはできてしまいます。運転を止めてもらうためには、本人が運転をあきらめるように思わせることが重要です。

- (1) 接触事故や交通違反などの
きっかけがあった時に、
運転を止めるように優しく説得する。
そして、警察に免許証の返納を伝える。
- (2) 同居家族の説得に応じないのであれば、
本人が言うことを聞く人に説得してもらう。
(医師、友人、孫など)
- (3) 「車を止めて徒歩や公共交通機関を使おう」
など、健康面を重視した説得も有効。

(4) 車を止めた後の、費用対効果を説明する。

(5) 説得しても聞き入れず、運転を継続する場合、車のバッテリーを上げて故障したことにして「車を修理に出した」「車を廃車にした」「鍵をなくした」など、半強制的に本人に車に乗らせないようにする。

⇒ ただし、このような半強制的な対応をすると、鍵を隠しても鍵を交換する人もいましたし、車を廃車にしても新車を購入する方もいました。

本人の運転を止めてもらうための対応方法を述べましたが、特別に有効な方法はありません。本人が運転を止める意志がないとなかなか止めてくれません。運転を止めてもらうには、認知症の高齢者の気持ちを理解して、その人その人にあった対応を地道に行うことが大切です。

認知症を患い、 家族の説得にも応じず 危険な運転を 継続している方 への対応

認知症を患い、危ない運転をしているにも関わらず、家族が説得してもなかなか運転を止めない方もいます。

あまりに説得すると喧嘩になる場合があるので、説得する介護家族が疲弊してしまう場合があります。

警察は何らかの‘きっかけ’があって「しっかりしていない。認知症かもしれない」と疑って初めてその本人に「医師の診断書を提出してほしい」と要求します。

そして、警察は医師からの診断書を受け取ってその診断書を元に運転の可否を決めます。

では、その‘きっかけ’とは
どのような機会でしょうか？

きっかけに 当たるもの

1 事故

本人が事故を起こし事情聴取においてしっかりしていないと警察が判断すれば、警察は医師の診断書の提出を本人に求めます。

2 交通違反

本人が基準行為の範疇に入る交通違反を犯した時、事情聴取においてしっかりしていないと警察が判断した時、または基準行為の範疇に入る交通違反を犯した方が75歳以上であれば、臨時の認知機能検査(講習予備検査)を受け、成績が100点満点で36点未満の成績の場合(認知症のおそれあり)、警察は医師の診断書の提出を本人に求めます。

3 免許証の更新時の認知機能検査(講習予備検査)で成績が悪い(認知症のおそれあり、に該当する)

75歳以上の高齢者は運転免許証更新前に認知機能検査(講習予備検査)を受けなければなりません。100点満点で36点未満の成績の場合(認知症のおそれあり)には警察より診断書の提出を求められます。

4 家族が警察に相談する

警察には安全運転相談窓口という運転の相談をする部署があり、電話で#8080を押せば、その部署につながります。相談により警察が本人の運転が危ないと疑えば、本人に医師の診断書の提出を命じます。

5 医師に相談する

医師に認知症を患った方の運転の問題を相談することは可能です。もし医師が本人の運転が危ないと判断すれば、医師は本人のプライバシーの問題とはならず、警察に診断書を提出することは可能です。ただし、医師の診断書の提出は任意です。

家族が本人の運転の問題で困っている時は、事故や違反、免許証更新まで待つことはできません。

4で書いているように警察に本人の運転の問題について相談はできます。

#8080 に電話をすれば、警察の安全運転相談窓口につながり運転の問題について相談が可能です。警察の安全運転相談窓口には看護師もいますので、まず看護師に相談することも可能です。

#8080 の通話は平日の午前 9:00～17:00(土曜日、祝日、祭日は休み)の間なので注意が必要です。

警察に相談した時に、警察が「本人を運転免許センターに連れてきてほしい。警察が本人に説得し、それでも本人が説得を拒否するなら、診断書の提出を告げる」と言われることがあるかもしれません。

介護家族が本人に「警察と一緒にいこう」と伝えても本人は警察に行くことを拒否することが多いのが実情です。

ですから、家族が警察に相談する際には、「本人を警察に連れて行かせることは本人が認知症を患い連れていく理由を伝えても必ず拒否して行こうとしない。だから警察が家に来て本人に説明して診断書の提出を告げてほしい」と言った方がよいです。

これまで警察は「本人を運転免許センターに連れてきてほしい」と言うことが多かったのですが、最近では警察も認知症と運転の問題について積極的に取り組むことが多く、警察が本人の自宅を訪問し本人を説得する機会が増えていきます。

もし「警察まで本人を連れて来てほしい」と言われて介護家族が本人を連れていくことができず思い悩むのであれば、上記のことを警察に伝えてもよいです。

運転を止めた後の 支援

運転ができなくなると、特に高齢者では抑うつになる可能性が高くなる、と海外の論文で報告されています。

本人の不満や悩みを聞いてあげて家族、医師が担うことも大切です。

また公共交通機関が発達していない地域や山間部にお住まいの方は、運転を止めると生活がより不便になります。認知症と車の問題を少しでも改善していくためには、行政の協力も必要です。

本人が運転できなくなった場合、家族の誰かが運転をしてあげることも重要です。

本人に少しでも不便な生活、と思わせないような対応が重要かもしれません。

運転免許証を警察に返納し運転経歴証明書を取得すれば、運転経歴証明書の提示により運賃を割り引きするタクシー会社もあります。

車 1 台を持っていると税金、保険料、車検代、ガソリン代、駐車場代、など 1 年間で約 30 万円必要とも言われています。そのお金をタクシー代に使う、と考え方を変えてタクシーを利用していくことで生活の不便さを減らせるかもしれません。

臨時の講習予備検査に該当する違反行為(基準行為)

信号無視	例:赤信号を無視した場合	交差点優先車妨害	例:対向して交差点を直進する車両があるにもかかわらず、それを妨害して交差点を右折した場合
通行禁止違反	例:通行が禁止されている道路を通行した場合	環状交差点通行車妨害等	例:環状交差点内を通行する他の車両の進行を妨害した場合
通行区分違反	例:歩道を通行した場合、逆走をした場合	横断歩道等における横断歩行者等妨害	例:歩行者が横断歩道を通行しているにもかかわらず、一時停止することなく横断歩道を通行した場合
横断等禁止違反	例:転回が禁止されている道路で転回をした場合	横断歩道のない交差点における横断歩行者妨害	例:横断歩道のない交差点を歩行者が通行しているにもかかわらず、交差点に進入して、歩行者を妨害した場合
進路変更禁止違反	例:黄の線で区画されている車道において、黄の線を越えて進路を変更した場合	徐行場所違反	例:徐行すべき場所で徐行しなかった場合
しゃ断踏切立入り等	例:踏切の遮断機が閉じている間に踏切内に進入した場合	指定場所一時不停止等	例:一時停止をせずに交差点に進入した場合
交差点右左折方法違反	例:徐行せずに左折した場合	合図不履行	例:右折をするときに合図を出さなかった場合
指定通行区分違反	例:直進レーンを通行しているにもかかわらず、交差点で右折した場合	安全運転義務違反	例:ハンドル操作を誤った場合、必要な注意をすることなく漫然と運転した場合
環状交差点左折等方法違反	例:徐行をせずに環状交差点で左折した場合		
優先道路通行車妨害等	例:交差道路が優先道路であるにもかかわらず、優先道路を通行中の車両の進行を妨害した場合		

○介護保険法(平成9年法律第123号)

(認知症に関する調査研究の推進等)

第5条の2 国及び地方公共団体は、被保険者に対して認知症(脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。以下同じ。)に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じた介護方法に関する調査研究の推進並びにその成果の活用に努めるとともに、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

認知症の診断と治療
認知症と車の運転
(執筆 河原田 洋次郎)

令和4年 12 月 第 2 版発行

企画・発行 大阪市立弘済院附属病院
大阪府吹田市古江台 6-2-1

＊本書の無断転載を禁じます(非売品)

＊本書に関するお問い合わせ先

電話 06-6871-8013